

○湯前町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則
(平成17年9月22日規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、湯前町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年湯前町条例第16号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、条例第3条に規定する指定管理者の公募においては、湯前町掲示板への掲示又は広報紙への掲載等、必要な措置を講じなければならない。ただし、条例第6条に規定する公募によらない指定管理者の候補の選定等の場合は、この限りでない。

(申請資格)

第3条 条例第4条に規定する申請ができるものは、法人その他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第1項による指定の取り消しを受けたことがあるもの
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請書等)

第4条 条例第4条及び第5条の規定により選定する指定管理者の指定の申請は、次の各号に例示する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 様式第1号による申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款又は規約その他これらに相当する書類
 - エ 様式第2号による申込資格に関する申立書
 - オ 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配布開始以降に交付されたもの)
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(様式第2号)
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を説明する資料
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成し

ているもののみ。)

ウ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(6) その他町長等が必要と認める書類

(選定委員会)

第5条 条例第14条の湯前町公の施設に係る指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第6条 委員会は、条例第7条の規定に基づき、指定管理者の候補者の選定についての意見を述べるため、調査及び審議を行うものとする。

(構成)

第7条 委員は、次に掲げるものの中から選出する。

(1) 商工関係者

(2) 農林業者

(3) 識見者

(役員)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところにとる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において所掌する。

(指定の通知)

第11条 条例第8条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、様式第3号によるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布のひから施行する。

※様式第1号から様式第3号まで省略：様式は総務課所管
[別紙参照]